

報告事項 1

教育長の臨時代理による教育委員会規則の制定について
平成30年9月13日開催の教育委員会会議における議決に基づき，教育委員会を
臨時に代理し，以下のとおり教育委員会規則を制定したので，報告する。

平成30年10月9日提出

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

1 制定した教育委員会規則

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則
(平成30年・神戸市教育委員会規則第3号)

[参考・内訳]

- ・神戸市教育委員会事務局組織規則
- ・教育機関の組織に関する規則
- ・神戸市教育委員会公印規則
- ・神戸市いじめ問題審議委員会規則

2 臨時代理を行った理由

平成30年9月30日までに公布する必要がある規則について，市長部局との調整等
により，教育委員会会議に付議するいとまがなかったため。

3 公布日

平成30年9月28日

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第3号

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(神戸市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表を次のように改める。

部	課	係
総務部	総務課	総務係 経理係 調整係 企画調査係
	地域連携推進課	社会教育係 地域教育係
	教職員課	福利係 人事係
	学校経営支援課	運営係 学事計画係
	学校環境整備課	管理係 計画係 調整係
	文化財課	文化財保護活用係 埋蔵文化財係
学校教育部	学校教育課	管理係
	児童生徒課	調整係 児童生徒係
	特別支援教育課	振興係 推進係
	健康教育課	学校保健係 給食指導係
スポーツ体育部	スポーツ体育課	市民スポーツ係 学校体育係

第14条第1項中「事務係」を「管理係」に改め、同条同項第3号の次に次の11号を加える。

(4) 学校運営に関すること(他の部、課及び係の所管に属するものを除

く。)

(5) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校の教育課程等に関すること。

(6) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること（総合教育センターの所管に属するものを除く。)

(7) 高等学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。

(8) 高等学校の通学区域に関すること。

(9) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校の国際教育に関すること。

(10) 人権教育に係る諸施策の企画，調査研究及び連絡調整に関すること。

(11) 人権教育に係る専門的事項の調査研究及び指導に関すること。

(12) 地域改善対策奨学金に関すること。

(13) 課内の重要事項の監理・調整・推進

(14) 部内の他所属の所管に属しないこと

第14条第2項を削る。

第18条を第19条とする。

第17条を第18条とする。

第16条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条の次に次の第15条を加える。

第15条 児童生徒課調整係は，次の事務を分掌する。

(1) 課に属する庶務に関すること。

(2) 青少年補導センターに関すること。

(3) 課内の重要事項の監理・調整・推進

2 児童生徒課児童生徒係は，次の事務を分掌する。

(1) 生徒指導の調査及び連絡調整に関すること。

(2) 生徒指導の専門的事項の指導に関すること。

(3) 児童及び生徒の生活指導に関すること。

(4) 児童及び生徒の交通安全指導に関すること。

- (5) その他児童及び生徒に関すること。
- (6) 神戸市いじめ問題審議委員会に関すること。

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の組織に関する規則（昭和41年4月教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

類別	所管	教育機関	職制
第1類	事務局	総合教育センター	所長，副所長，係長
		博物館	館長，副館長，事務局長，課長，係長
		中央図書館	館長，課長，係長
第2類	総務部	公民館	館長，副館長
	博物館	小磯記念美術館	館長，副館長，事務室長，係長
第3類	小磯記念美術館	神戸ゆかりの美術館	館長，事務長
第4類	学校教育課	神出自然教育園	園長
	児童生徒課	青少年補導センター	所長
	健康教育課	北学校給食共同調理場	場長
		垂水学校給食共同調理場	場長

(神戸市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「総務部担当課長（業務改善・情報監理担当）」を「総務部学校経営支援課業務改善・情報監理担当課長」に改める。

(神戸市いじめ問題審議委員会規則の一部改正)

第4条 神戸市いじめ問題審議委員会規則(平成26年3月教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第10条中「学校教育部学校教育課」を「学校教育部児童生徒課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。